令和８年１月５日から開庁時間を変更します

本庁

開庁時間、受付時間（電話受付）

9:00～16:30

※　上記の時間以外は、時間外対応となります。

各地区コミュニティセンター

各種申請の受付時間　**９：００～１６：３０**

※　８：３０～９：００ および １６：３０～１７：００の間に受付する業務

・税金や水道料金、下水道使用料などの収納
・役場に提出する書類の収受（書き方案内）

開庁時間　**８：３０～１７：１５**

※　コミュニティセンターの施設の利用については、変更ありません。

※ 本庁、各地区コミュニティセンター以外の施設は、変更ありません。

※ 詳しくは、こちら⇒

菰野町役場総務課 TEL：059-391-1111

＜役場本庁＞

●開庁時間および受付時間

（変更前）午前8時30分～午後5時15分

TOP

（変更後）午前9時～午後4時30分

※　開庁時間の変更に伴い、電話受付の時間も「午前9時～午後4時30分」に変更します。

＜各地区コミュニティセンター＞

●開庁時間

（変更ありません） 午前8時30分～午後5時15分

※各地区コミュニティセンターの**電話受付時間に変更はありません。**（午前8時30分～午後5時15分）

●受付時間

（変更前）午前8時30分～午後5時15分

（変更後）午前9時～午後4時30分

※　ただし、次の業務については、受付時間が異なります。

業務	時間
・　各地区コミュニティセンターの利用受付および鍵の受渡し	**午前8時30分～午後5時15分（変更ありません）**
・　税金や水道料金、下水道使用料などの徴収 ・　各種申請書類の提出（収受のみ）および申請書類の記入案内 （役場本庁の確認が必要なものを除きます。）	**午前8時30分～午後5時**

※ 役場本庁および各地区コミュニティセンター以外の施設については、変更ありません。

Q1．なぜ、受付時間を短縮するのか？

現状、開庁時間と勤務時間が同一であるため、窓口業務のある部署などは、始業前の準備や閉庁後の後片付けなど、時間外勤務が常態化しています。開庁時間を短縮することで、職員の働き方改革と併せて、確保した時間で、課題解決や業務改善に取り組み、業務の効率化を図ることで、住民サービスの向上を目指してまいります。

Q2．住民サービスが低下するのでは？

TOP

受付時間の短縮による住民サービスに大きな影響が生じないよう、町ホームページにおきまして、施設のオンライン予約や各種手続きの事前確認を目的とした行政手続案内を行っています。今後、町ホームページ上でのAIチャットボットの導入、役場本庁にAIチャットボットを搭載したデジタルサイネージの設置を行う予定です。代表電話につきましては、AIチャットボットを活用した電話対応サービスにより、24時間対応できるように準備を行っています。今後におきましても、手続きの効率化を図り、時間に関わらず、役場に来なくてもできる手続きを増やせるように努めてまいります。

Q3. 午後4時30分から翌午前9時までの間は、時間外対応となるの？

受付時間の午前9時から午後4時30分以外の時間は、時間外対応となります。緊急を要するお問い合わせなどがございましたら、役場本庁の夜間窓口または電話059-391-1112までお問い合わせください。
なお、各地区コミュニティセンターにおきましては、開庁時間は午前8時30分から午後5時15分までとなっており、施設の利用申請などは開庁時間中、各地区コミュニティセンターの窓口で受付いたします。また、午前8時30分から午前9時、午後4時30分から午後5時までの間、税金等の収納や役場本庁の担当者に確認を必要としない申請書類の収受などに限り、各地区コミュニティセンターの職員が対応します。

Q4. 役場本庁は、午前9時以前、午後4時30分以降は閉まるの？

役場本庁の開庁時間は、午前9時から午後4時30分までとなりますので、それ以外の時間は夜間窓口以外の通用口を施錠いたします。

Q5. 電話受付は、どのように変わるの？

役場本庁におきましては、開庁時間（受付時間）以外のお電話は、時間外対応となります。
なお、各地区コミュニティセンターの電話受付時間は、これまでと変わりなく、午前8時30分から午後5時15分までです。

このページに関する問い合わせ先

総務課
電話番号：059-391-1100
ファクス番号：059-394-3199

菰野町役場

郵便番号：510-1292
住所：三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
代表電話番号：059-391-1111　ファクス：059-391-1188
メールアドレス： keyaki@town.komono.mie.jp
開庁時間：8時30分から17時15分まで（土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く）

TOP